日本テスト学会誌　Vol.16, No.1 87-108, 2020

事例研究論文

高大接続改革に対する高校側の意見とその変化

――「受験生保護の大原則」の観点から――

High school opinion on the articulation reform policy and its change: From the view point of The Principle of Prospective Student Protection

倉元 直樹[1], 宮本 友弘[1], 長濱 裕幸[1]

Naoki T. Kuramoto [1], Tomohiro Miyamoto[1], and Hiroyuki Nagahama[1]

[1]東北大学

[1]Tohoku University

Correspondence concerning this article should be sent to: Naoki T. Kuramoto, Institute for Excellence in Higher Education, Tohoku University, 28 Kawauchi, Aoba-ku, Sendai, Miyagi, Japan 980-8576.
E-mail: ntkuramt@tohoku.ac.jp
This research was supported by JSPS KAKENHI Grant Number JP19H05491
.

高大接続改革に対する高校側の意見とその変化

――「受験生保護の大原則」の観点から――

倉元 直樹 [1]，宮本 友弘 [1]，長濱 裕幸 [1]

[1] 東北大学

かつてない大規模な制度変更が予定されていた 2021（令和 3）年度入試に際し，東北大学では 2018（平成 30）年度中に２度に渡って「予告」を公表した．意思決定に際し，前年度末に実施した高校調査の結果が結論を導くための貴重な根拠資料となった．それを受け，2022（令和 4）年度入試の参考とするため，改めて東北大学の基本方針に関する意見について調査を行った．本稿では主としてその結果の概要について報告する．特に文部科学省が導入延期を決めた英語民間試験については，２回の調査結果を比較してこの間の意見の異同を確認した．分析結果によると，高等学校側は東北大学の基本方針を強く支持していた．大学入試に関わる個別大学の権限と責任について，一石を投ずる結果となった．

キーワード：高大接続改革，受験生保護，高等学校，英語民間試験，東北大学の基本方針

High school opinion on the articulation reform policy and its change: From the view point of The Principle of Prospective Student Protection

Naoki T. Kuramoto [1], Tomohiro Miyamoto[1], and Hiroyuki Nagahama[1]

[1]Tohoku University

In the university entrance examination of the 2021 academic year, the system will be changed on a larger scale than ever before. Correspondingly, Tohoku University released “notices” twice in 2018. Results of a high school survey conducted the previous academic year became a valuable basis for making decisions regarding changes to the university admissions. Therefore, to create a reference to use for making decisions for the 2022 academic year exam, we surveyed opinions on the basic policy of Tohoku University. This paper mainly reports a summary of the results of that survey, focusing especially on changes in opinion between the two surveys regarding the English tests provided by private testing companies, the introduction of which was postponed by the Ministry of Education. As a result, high schools expressed strong support for the basic policy of Tohoku University. The result drew strong attention to the power and responsibility of individual universities related to university entrance examinations.

Keywords：articulation reform policy, prospect student protection, high school, English tests provided by private testing companies, basic policy of Tohoku University

1．問題と目的

1.1. 高大接続改革の経緯

2021（令和３）年度入試における大学入学共通テストの導入を中心とした「高大接続改革」は，自由民主党に置かれた教育再生実行本部の第一次提言（自由民主党，2013）をきっかけとして始まった．議論は首相官邸の下に置かれた安倍晋三首相の諮問機関である教育再生実行会議に引き継がれた．その審議結果を待つために，すでに審議が始まっていた中央教育審議会高大接続部会では，議論が約半年間ストップした．さらに，その後，同会議の第四次提言（教育再生実行会議，2013）が公表されるのを待って中教審の審議が再開され，教育再生実行会議の提言を踏まえた議論が展開された結果，翌年（2014［平成26］年）12月に出されたのが，2021（令和３）年度入試に導入が予定されている大学入試改革の流れを決定づけた「高大接続答申」である（中央教育審議会，2014）．

高大接続答申では一般入試・推薦入試・AO 入試の区分の廃止や個別選抜における学力の三要素の評価といった，大学入試の骨格そのものの組み換えが構想された．例えば，大学入試センター試験に代わる共通テストについても「合教科・科目型」「総合型」の出題. 年複数回実施, 段階別表示による成績提供, CBT 方式の導入, 社会人等を含めた受験目的の拡大など，数々のドラスティックな改革案が提言されたが，現場の実情とはかけ離れた内容が多かった．結局，初年度の準備に実質的に完了のめどが立つべき時期から見て２年あまり前に文部科学省が公表した「実施方針」（文部科学省高等教育局，2017）とそれに先立って公表された「進捗状況」（文部科学省，2017）によって, 改革の具体策が最終的に判明した．進捗状況及び実施方針によれば，大学入試センター試験（以後,「センター試験」と表記する）に代わる新しい共通テストの名称が「大学入学共通テスト」と定められ，大学入学共通テストへの「記述式問題の導入」「英語４技能評価」と個別選抜での「学力の３要素の評価」に絞られることとなった．簡単に要約すると，「記述式問題の導入」とは，大学入学共通テストの「国語」と「数学Ⅰ」「数学Ⅰ・数学A」の一部に記述式の設問が導入されることを指す.「英語４技能評価」は大学入学共通テストの一環として，英語民間試験 [1] が課されることを指す．「学力の３要素の評価」については，今後，各大学が一般選抜の中で入学者受入れ方針に従って，調査書をどのように活用するのかについて明示することが求められる．

ところが, その後, 実施準備が進むにつれて, 徐々に様々な問題が表面化していった．高大接続改革の具体策への不安と導入に反対する動き [2] が強まる中, 大学入学共通テストの一環としての英語民間試験の活用は，志願者が受験のための登録を行う「大学入試英語成績提供システム」の登録受付期間の初日に設定されていた 2019（令和元年）年 11 月１日になって，突然，文部科学大臣の声明という形で導入の延期が報じられた（文部科学大臣，2019）．それを受けて，大学入学共通テストへの記述式問題の導入についても，延期の方向で検討が始まり，2019（令和元）年 12 月 17 日に文部科学大臣の記者会見の場で正式に見送りが表明された．今後は一般選抜における「学力の３要素の評価」を巡る議論などが浮上するものと思われる．

改革の初年度をまさに迎えようとする時期における変更によって, 改革初年度の受験生を中心に, 様々な立場の関係者に広範囲に混乱が生じている状況であることは否めない．

1.2. 受験生保護の大原則と２年前予告

いかなる事情にせよ，大学入学者選抜方法を一気に大きく変更するのは難しい．それは，わが国の大学入学者選抜制度においては，受験に当たって，志願者が選抜方法に対応して，相当な労力を投入した準備を行うことが前提となっているからである．

毎年，文部科学省高等教育局長名で通知される大学入学者選抜実施要項には「学力検査実施教科・科目，選抜方法等の決定・発表」という項目がある．例えば，2019（平成 31）年度入試を対象とした通知には第７項として「個別学力検査及び大学入試センター試験において課す教科・科目の変更等が入学志願者の準備に大きな影響を及ぼす場合には，２年程度前には予告・公表する．なお，その他の変更についても，入学志願者保護の観点から可能な限り早期の周知に努める（文部科学省高等教育局，2018，傍点筆者）.」と記載されている．いわゆる「２年前予告ルール（以後,『２年前予告』と表記する)」である．2006（平成 18）年度入試に向けての通知から独立な条項として登場した [3]．

２年前予告とは，直接的には「学力検査の教科・

科目等の変更」が受験準備の負担増となる場合，すなわち，入学者選抜に課される学力検査の教科・科目等の増加を想定した条項である．つまり，受験に課す科目を新たに加える場合，遅くとも２年前に大学側がその旨を公表しておかなければならない，という主旨である．高校の教育課程の多様化に伴い，文系，理系という履修科目を左右する選択が多くの高校で２学年進学時に行われる現状に鑑みると，受験生の立場に立った合理的な規定と考えられる．

一方，高校側も大学側もこの条項の意味するところを額面通りに「学力検査実施教科・科目，選抜方法等」のみに限定して理解してはいない．むしろ，なお書き以降に示された「入学志願者保護の観点」に鑑みて，２年前予告に該当する事項を広く捉えようとするのが普通である．すなわち「入学者選抜の中で受験準備に関わる事項に関わる変更」については，「可能な限り早期に決定し，公表，周知するべきものである」という努力義務が大学に課されたものと解釈されている．倉元（2019）は２年前予告の背景に存在する理念を大学入学者選抜における「受験生保護の大原則」と呼び，受験生保護の大原則は大学入試制度の変更に際して「何よりも優先されなければなるまい（p. 204）」と指摘した．

実際には，２年前予告の存在が，結果的にその理念である受験生保護の大原則とは反対に作用することがある．すなわち，変更の内容によっては，公表が２年前では遅すぎるケースがあるのだ．しかし，２年前予告の規定が存在するため，大学側には一律に「大学入学者選抜制度の変更予告は２年前に間に合えばよい」とする風潮がみられる．

例えば，2015（平成 27）年度入試では，高等学校学習指導要領の改訂[4)]に伴い，従来，センター試験で出題されていた「理科」に大きな変更が加えられた．３年間の高等学校教育課程は当該学年の生徒が入学する以前に定められ，遅くとも入学時には生徒に伝えられている必要がある．受験を希望する大学のセンター試験利用科目を履修できない事態を避けるには，個別大学が教育課程の編成が行われる時期には，利用科目が予告されている必要がある．したがって，高等学校側が「予告の期限が２年前では遅すぎる」と主張するのには相応の理由があると考えざるを得ない（以上，詳細は倉元，2012; 渡邊，2012）．

1.3.　受験生保護の大原則にかなう大学入学選抜制度改革の条件

倉元（2012）は平成 27 年度問題を前に，2012（平成 24）年度入試におけるセンター試験の時間割変更が高等学校の教育課程の編成に大きな問題を引き起こすことを指摘し，それを「平成 24 年度問題」と呼んだ[5)]．そして，2015（平成 27）年度にさらに大きな変更が予定されていたことから，平成 27 年度問題がセンター廃止論にまでエスカレートする危険性を予見し，危惧した（倉元，2012: 82-87）．実際には，大学入試の現場では平成 24 年度問題それ自体がクリアできず，大規模な入試ミスの発生という，倉元（2012）の想定とは全く異なるプロセスを経由して「予言」が的中することとなった（平成 24 年度大学入試センター試験に関する検証委員会，2012; 倉元，2017a,b）．

受験生保護の大原則が大学入学者選抜要項に登場した時期，文部科学省は多様化した大学入学者選抜制度の下で，個別大学による急激な大学入学者選抜の制度変更が受験生に対して悪影響を及ぼすことを懸念していたと思われる．ところが，それとは裏腹に，高大接続改革の流れの中で，政策主導による制度変更が急速に進められるようになった．かつて何よりも大切にされていた受験生保護の大原則は忘れ去られたかのようである．英語民間試験の活用や大学入学共通テストへの記述式問題導入の根拠には，佐々木（1984）が「大学入試の三原則」の一つと数えた「下級学校への悪影響」の是正が根拠として挙げられている[6)]．もちろん，形式的な論理としては一定の意義があるようには見えるが，導入時期までの準備期間の短さを含めて考えれば，受験生保護の大原則とは相いれない．導入決定過程で受験生保護の大原則が顧みられた形跡は見出せない．

一方，2021（令和 3）年度入試から導入と刻限が切られた高大接続改革への対応として，大学側は多分に２年前予告を意識した対応を行ってきた．国立大学協会（以下，「国大協」と表記する）が 2017（平成 29）年 11 月 10 日付で公表した平成32年度以降の「基本方針（国立大学協会，2017a）」においても，同時に公表された「会長談話」の中で「改革の実施までに残された期間は短く，各大学及び受験生の準備や心構えを考慮すると，基本方針については早急に示す必要があることから，このたび策定・公表したものである．」との認識を表明している（山極，

2017）．導入までの期間を考慮すると，２年前予告が念頭にあったとみられる．可及的速やかに具体的な制度改革の策定・公表を行うべし，との配慮は，制度改革の公表時期という側面からは，受験生保護の大原則にかなうものである．

しかし，早期に制度改革を公表すれば，それだけで受験生保護の大原則が満たされる訳ではない．それ以上に大切なのは，制度そのものが受験生にどのような影響を与えるのか，という観点である．確かに「下級学校の悪影響」の是正には重要な意義があるが，だからと言ってそれが改革初年度対象者に対する受験生保護の大原則に優先して良いというものではない．国大協基本方針の策定と公表に先立って，同年６月 14 日に公表された意見（国立大学協会，2017b）の中で指摘されていた諸課題に対し，「さらなる詳細が示されるべき課題を指摘したところであり，その認識には現在も変わりはない．」とされていた（山極，2017）．ところが，公表された方針は，国立大学が「一般選抜」の全受験生に対して大学入学共通テストの英語と英語認定試験の双方，記述式問題を含む国語及び数学を課すことを定めたものであった．問題が未解決のままで実施に踏み切るという決定は，受験生保護の大原則に鑑みると腑に落ちるものではない．

1.4. 高大接続改革に関する高校側の意見と東北大学の予告

国大協基本方針やその後に出されたガイドラインは個別大学の意思決定に重大な重みを持つ．その一方で，大学入試の諸原則（倉元，2018a, b）に照らすと，個別大学がそれぞれの状況に応じて判断すべき事情もある．

東北大学では 2021（令和 3）年度入試について受験生保護の大原則を加味して最適な意思決定を行うべく，学内で独自に検討が行われてきた．議論の結果，2018（平成 30）年度中に２度にわたって予告が行われた．

2018（平成 30）年７月 26 日付の予告は，大学入学共通テストに記述式が導入されることによって大学入試センターから成績提供が１週間程度遅れることに伴い，現状のようなＡＯ入試Ⅲ期の実施が不可能になることに伴うものである．ＡＯ入試Ⅲ期は現在の選抜方法になるべく近い形で継続するが，第１次選考を原則的に廃止することと，万が一実施する場合には「自己採点利用方式」を採用すること等を示した（東北大学, 2018a, 以後,「ＡＯⅢ期継続（予告）」と表記する）．

2018（平成 30）年 12 月５日付の予告は，新制度下の一般選抜に関する包括的な基本方針を定めたものである（以後,「東北大学の基本方針」と表記する）．大学入学共通テストへの対応として，改革初年度の 2021（令和３）年度入試においては「『CEFR における A2 レベル以上の能力を備えていることが望ましい』ことを出願基準」とする一方で，「英語認定試験の受検とその結果提出を求めるものではありません」とした．なお，ＡＯ入試については「ＡＯ入試Ⅲ期の継続（予告）」で他の資格試験とともに従来通りの取扱いとしている．

記述式問題の活用は，国語は段階別評価を点数化せず,「合否ラインに志願者が同点に並んだ場合，記述式問題の成績評価が高い志願者を優先的に合格」，数学は「点数表示の成績を合否判定に用います」とした．調査書等の扱いは「５項目程度のチェックリスト項目を設け，志願者がこれをチェックする自己申告方式」を取り,「合否ラインに志願者が同点に並んだ場合，チェックリストによる主体性評価が高い志願者を優先的に合格」とした．さらに「チェックの根拠を調査書により確認することとし，その他の資料を求めることはしません」とした（以上，東北大学，2018b）．

なお，これらの予告については，いずれも予告文本文に続き，予告の決定理由を示す箇条書きの補足説明が付されている．

以上の決定に際しては, 東北大学に多くの志願者，合格者を輩出する高等学校に対して 2017（平成 29）年度末に行った質問紙調査（以後，「調査 2017」と表記する）の結果が重要な根拠資料となった．国立大学の基本方針に沿って英語民間試験を一般選抜の全受験者に課すという国大協の方針に対する「賛成」は 8.3%，記述式を「とても重視してほしい」とした比率は 5.6%であった. それに対し, 前者に対する「反対」が 42.1%，後者に対して「あまり重視してほしくない」という意見が 39.3%と，圧倒的に国大協方針への反対が賛成を上回る結果となった（倉元・長濱，2018; 倉元・宮本・長濱，2019）．

個別大学としての東北大学の制度設計に際し，同調査が有効に機能したと考えられたことから，翌年度（令和４［2022］年度）の入試についても，東北

大学の基本方針に関する調査を行った上で，方針を継続すべきか否か，引き続き検討することとなった．本稿では主として同調査（以後，「調査2018」と表記する）に基づく内容を中心としている．

なお，「調査2017」については，英語民間試験の部分を除く調査結果について，倉元他（2019）で報告している．したがって，本稿において「調査2017」の結果を用いて比較を行う場合には，英語民間試験に関する調査内容を取り上げる．

2．方法

2.1.　調査対象

「調査 2017」については，倉元他（2019）において報告済みなので，「調査2018」について記載する．

「調査2018」では，「調査2017」に準じ，東北大学に志願者，合格者を多数輩出する高等学校等 312 校を対象とした．選定基準は以下の通りである．いずれも「調査2017」の基準を踏襲し，広げたものである．一部に入れ替わりはあるものの，ほとんどの調査対象校は「調査2017」と同一である．

(1) 平成 26～30 年度入試において通算合格者数 8 名以上の高等学校 / 中等教育学校（該当311校）
(2) (1) 以外の高等学校 / 中等教育学校の中からＡＯ入試Ⅲ期合格者数3名以上の学校（該当1校）

2.2.　調査方法

「調査2017」と同様，質問紙調査として実施した．調査票はA4判両面１枚である．本稿末尾の【付録】に付した通り，内容は，東北大学の入試や予告に対する関心，認知が３項目，2022（令和４）年度の入試制度策定に関連して東北大学の基本方針への意見を問う項目が３項目である．東北大学の基本方針に関する項目には自由記述欄を設けた．

実施方法も「調査2017」と同様に郵送調査である．調査票はMS-Word版と一太郎版を用意し，ウェブサイトからダウンロードすることも可とした．さらに，ＡＯ入試Ⅲ期継続（予告）及び東北大学の基本方針を同封した．

回答方法は電子メール，FAX又は郵送に加え，回答を入力するWEBサイトを作成した．

2018（平成30）年12月11日に対象校に調査票が送付された．２度の督促を経て2019（令和元）年４月16日までに回答が行われた[7]．

2.3.　集計方法

「調査2017」と同様，本調査の目的に鑑み，単純集計の他に全志願者数，全合格者数を重みとして用いることとした．例えば，通算志願者数が 10 名であれば，「全志願者数重み」は10となるし．100名であれば100となる．以下，同様である．

2.4.　自由記述の分析方法

自由記述のカテゴリー分類基準は調査で得られた記述の内容に応じて調整した．「調査2018」の「意見カテゴリー」は，先述のような「調査2018」の調査目的に鑑み，「東北大学の基本方針（東北大方針）への賛否」と「英語認定試験への賛否」の２種類を作成した．「キーワード・概念」は「調査2017」において作成された内容を一部改変して適用することとした．「調査2017」における自由記述の分析手順は倉元他（2019）の通りである．「調査 2018」についても，おおむね同一の手順に従った．すなわち，いずれも第１著者が定義を行って仮分類を行い，それに対して第２著者が再分析を加える手順で客観性の担保を確保した．

3．結果

3.1.　カバー率

有限である調査対象母集団のうち，本調査の実施結果が網羅している割合を示す指標を「カバー率」と呼ぶことにする．

調査設計段階でのカバー率を表１に示す．上段「単純集計」は調査対象校として選定された学校数である．その比率は全国の高等学校等のうち6.3% に過ぎないが，全志願者数や全合格者数を基準にすると８割以上が網羅されている．

3.2.　回収率と実質カバー率

250校から回答があった．表１に示す通り，返送率は単純集計で 80.1% に達する．設計段階のカバー率に返送率を乗じた実質カバー率は全志願者数基準で 71.2%，全合格者数基準で 74.7% に達している．したがって，本調査の結果は東北大学に志願者を輩出する高校の代表的な意見を表すと考えられる．

3.3. 関心と認知

(1) 東北大学の入試に対する関心

東北大学の入試に対する関心について４段階評定で質問した．結果は表２に示すとおりである．約８割は「強い関心」があり，全志願者数重み，全合格者数重みではその割合はそれぞれ９割弱に上る．

(2) 東北大学の２つの予告に対する認知

東北大学の２つの予告について「1. 既に予告を入手した」「2. 予告の現物を持っていないが内容は把握していた」「3. 内容は知らなかったが，予告の存在は知っていた」「4. 今回の調査で初めて予告の存在を知った」の４段階評定で質問した. 結果は表 3, 表４に示す．回答分布は酷似している．単純重みでは入手済と内容把握済を合わせて７割強である．重みを掛けると８割台に達する．予告は調査対象校にはよく知られていることが分かった.

表 1.「調査 2018」の調査規模，返送率，カバー率

	調査票 送付校	調査対象	調査設計 カバー率	返送率	実質 カバー率
単純集計	312	4,960	6.3%	80.1%	5.0%
全志願者数	31,611	38,657	81.8%	87.0%	71.2%
全合格者数	10,824	12,712	85.1%	87.8%	74.7%

表２.「調査 2018」における東北大学の入試に対する関心

	強い 関心がある	ある程度 関心がある	あまり 関心はない	ほとんど 関心はない
単純集計	196 (78.4%)	52 (20.8%)	2 (0.8%)	0 (0.0%)
全志願者数	28,975 (87.2%)	3,465 (12.6%)	70 (0.3%)	0 (0.0%)
全合格者数	8,323 (87.6%)	1,152 (12.1%)	25 (0.3%)	0 (0.0%)

表３.「調査 2018」における「AOⅢ期継続（予告)」の把握

	入手済	内容把握済	存在は認知	今回知った
単純集計	94 (37.6%)	88 (35.2%)	24 (10.0%)	43 (17.2%)
全志願者数	15,839 (57.6%)	8,192 (29.8%)	1,467 (5.3%)	2,012 (7.3%)
全合格者数	5,281 (55.6%)	2,987 (31.4%)	546 (5.7%)	686 (7.2%)

表４.「調査 2018」における「東北大学の基本方針」の把握

	入手済	内容把握済	存在は認知	今回知った
単純集計	93 (37.2%)	89 (35.6%)	26 (10.4%)	42 (16.8%)
全志願者数	15,181 (55.2%)	7,856 (28.6%)	1,963 (7.1%)	2,510 (9.1%)
全合格者数	5,040 (53.1%)	2,371 (30.2%)	734 (7.7%)	855 (9.0%)

3.4. 2021（令和３）年度の東北大学の入試について

東北大学の基本方針に含まれる「英語認定試験（一般選抜）」,「記述式問題の活用（一般選抜及びＡＯ入試Ⅲ期）」,「調査書等の扱い（一般選抜）」について,「1. 賛成」「2. どちらとも言えない」「3. 反対」の３段階評定で質問した.

最初に，本稿で「調査 2017」との比較を行わない「記述式問題の活用」および「調査書等の扱い」について報告を行う.

(1) 記述式の活用について

大学入学共通テストにおける記述式問題の活用（一般入試及びＡＯ入試Ⅲ期）に関する回答結果は表５に示すとおりである．単純集計で東北大学の基本方針に「賛成」と回答した比率は５割強，志願者数重み，合格者数重みでは約６割であった．「賛成」が過半数に達しているが，大多数が賛成というほどではない．自由記述から見ると，反対には様々な相容れない立場の意見が見られた．すなわち，同じ反対であっても「一切利用すべきではない」とするものから「積極的に活用すべき」とするものまで，多様な観点による正反対の意見が混在していた.

(2) 調査書等の扱いについて

調査書等の扱い（一般選抜）に関する回答結果は表６に示すとおりである．単純集計で東北大学の基本方針に「賛成」と回答した比率と「どちらとも言えない」と回答した比率が約４割で並んでいる．志願者数重み，合格者数重みでは「賛成」が５割近くに達したものの,「反対」が１割（単純集計では２割近く）あり，他の２項目ほどの支持は得られていない.

自由記述を見ると，反対意見には「ポートフォリオを積極的に活用すべきだ」というような意見から「一般選抜で主体性に関わる評価を行うべきではない」といった意見まで両極に分かれ，さらに多種多様な観点からの意見がみられた.

表５．「調査 2018」における記述式問題の活用に関する意見

	賛成	どちらとも言えない	反対
単純集計	139 (55.6%)	87 (34.8%)	24 (9.6%)
全志願者数	16,618 (60.4%)	8,795 (32.0%)	2,097 (7.6%)
全合格者数	5,717 (60.2%)	3,093 (32.6%)	690 (7.3%)

表６．「調査 2018」における調査書等の扱いに関する意見

	賛成	どちらとも言えない	反対
単純集計	104 (41.6%)	102 (40.8%)	44 (17.6%)
志願者数	12,907 (46.9%)	11,631 (42.3%)	2,972 (10.8%)
合格者数	4,502 (47.4%)	4,022 (42.3%)	976 (10.3%)

3.5. 英語民間試験の活用に関する意見とその変化

(1) 調査票の表記

英語民間試験の活用に関する質問文は,「調査 2017」においては以下の図１,「調査 2018」においては図２のとおりである．調査票の表現が異なるため，両者が回答を求めている内容についても微妙な意味の違いがあるので，数値の比較と解釈には注意が必要である.

「調査 2017」においては，国大協方針に関する意見を尋ねる質問であり,「調査 2018」は東北大方針に関する意見を尋ねる質問であった．英語民間試験を指す用語も「調査 2017」では「英語外部試験」,「調査 2018」では「英語認定試験」と違いがある.

質問内容の同等性は成立していないが，英語民間試験の導入に関する賛否という観点では，回答者側がおおむね類似の趣旨の設問と理解したとみなすことができる．本稿では，以上のような観点から，図１と図２で示した２つの項目については，基本的な意味内容において，おおむね比較対照することが可能な設問内容と考えて分析を行った.

３．英語の外部試験について

新テストの英語科目に加えて，外部試験を一般選抜の全受験者に課すという国立大学協会の「基本方針」についてどうお考えでしょうか。該当箇所に一つだけ○を付けて下さい。また，そのように考える理由について，［　］に記述して下さい。

１．「基本方針」に賛成　　２．「基本方針」はやむを得ない　　３．「基本方針」に反対

図１　「調査2017」における質問項目

3.1 英語認定試験（一般選抜）について

2021年度入試において，予告文にあるように，東北大学では「CEFRにおけるA2レベル以上の能力を備えていることが望ましい」ことを出願基準とします。ただし，英語認定試験の受検を求めるものではありません。この方針について，貴校では，どのようにお考えでしょうか。該当箇所に一つだけ○を付けてください。また，そのように考える理由について記述してください。

１．賛成　　２．どちらとも言えない　　３．反対

図２　「調査2018」における質問項目

表7. 英語認定試験に対する高校側の意見（集計結果）

集計方法	国大協方針（調査2017）			東北大方針（調査2018）		
	1. 賛成	2. やむを得ない	3. 反対	1. 賛成	2. どちらとも言えない	3. 反対
単純集計	**8.3% (18)**	49.5% (107)	42.1% (91)	82.8% (207)	14.8% (37)	**2.4% (6)**
全志願者数	6.5% (1,370)	49.0% (10,395)	44.5% (9,440)	87.7% (24,118)	9.7% (2,661)	2.7% (731)
全合格者数	5.9% (442)	49.2% (3,394)	44.9% (3,376)	87.8% (8.341)	9.6% (912)	2.6% (247)

(2)　選択式回答に基づく高校の意見とその変化

英語民間試験に関する選択式の設問に対する回答結果を表７に示す.「調査2017」の「国大協方針に賛成」,「調査2018」の「東北大方針に反対」が，基本的に英語民間試験の導入への賛成意見とみなすことができる.既報のとおり，「調査 2017」で「国大協方針に賛成」は8.3%であったが,「調査2018」では「東北大方針に反対」とした高校は2.4%（6校）とさらに低い割合にとどまった.

「調査 2017」と「調査 2018」との回答傾向で，年度を超えた一貫性は見られなかった．すなわち,「調査2017」で「国大協方針に賛成」と回答した高校のうち「調査 2018」で対象外，無回答の２校を除いた 81%（16 校中 13 校）が東北大方針には「賛成」と回答していた．逆に「調査2018」で「東北大方針に反対」とした６校のうち,「調査2017」で国大協方針に「賛成」と回答した高校は皆無であった.

(3)　意見カテゴリー（自由記述）の分析

意見カテゴリーについては，「調査2017」は英語民間試験の導入そのものの賛否について分類を行った.「調査2018」においては，東北大学の基本方針に対する賛否（東北大方針）と英語民間試験の導入に対する賛否（英語民間試験）の軸が入り混じっている．そこで,「調査2018」については上記２種類の意見カテゴリーを作成して以後の分析を行うこととした.

表８に示す通り，「調査2017」については，全体として「9. 根拠に基づく明確な反対」が４割弱,「4.

消極的賛成（やむを得ない）」「8. 本来は反対（決まった以上仕方がない）」がその半分弱ずつ，「6. 条件面に問題が大きい（理念は理解できる）」が１割強といった分布であった．選択式回答と合わせると，国大協方針に「反対」の立場では８割以上が「9. 根拠に基づく明確な反対」であったのに対し，「賛成」の立場では「1. 根拠に基づく明確な賛成」が半分に満たず，十分な情報を得た上での回答であったのか，疑いがもたれる結果となった. また,「やむを得ない」と回答した群では「4. 消極的賛成（やむを得ない）」とともに「8. 本来は反対（決まった以上仕方がない）」が多数を占めた.

「調査 2018」について，東北大方針に対する賛否を表９に示す. 「1. 根拠に基づく明確な賛成」が最も多く，全体で８割近くに達した. 東北大方針に「反対」とした６件の回答は方向性がまちまちで,「9. 根拠に基づく明確な反対」は１件のみであった．したがって,「東北大方針に反対」とする意見がそのまま「英語民間試験導入に賛成」とはならないため，記述内容をさらに精査する必要性が示唆された.

英語民間試験に対する賛否を表 10 に示す.「8. 英語外部試験に懸念・反対」が６割弱を占めた.「調査 2017」と比較しても明らかに「反対」の方向の意見が増加している．東北大方針に「2. どちらとも言えない」と回答した群では「3. すでに受験体制を整えている，結局受験する，他に方法がない」「4. 大学によって対応が違うことが問題」との意見が約 30% ずつであった．すでに試験対策を行っていた高校にあっては，英語民間試験に対する賛否以前にそのことで回答が誘導されたように思われる.

東北大方針に反対の立場の群の回答傾向はまちまちであった．なお，自由記述の内容と合わせると，設問を読み違えて選ぶべき選択肢を勘違いしたのではないかと思われる回答が６件中２件あったことも判明した.

以上の結果から，「調査 2018」実施時点において英語民間試験の導入は高校現場の理解がほとんど得られていなかったことが判明した．英語民間試験の導入について詳細な情報が明らかになっていくにつれて，少数派であった英語民間試験導入への賛成意見が賛同を集めることはなく，むしろ，懸念や反対が拡大していった状況が看取される．なお，本研究の調査結果からは，設置者や地域などの特性による違いは見出されなかった.

表 8. 自由記述に基づく英語民間試験への賛否「調査 2017」

カテゴリー分類	全体	国大協方針		
		1. 賛成	2. やむを得ない	3. 反対
1. 根拠に基づく明確な賛成	13 (6.5%)	6 (37.5%)	7 (7.4%)	0 (0.0%)
2. 改善点はあるが理念に賛成	7 (3.5%)	3 (18.8%)	4 (4.2%)	0 (0.0%)
3. 賛否両論併記（賛成寄り）	8 (4.0%)	2 (12.5%)	6 (6.3%)	0 (0.0%)
4. 消極的賛成（やむを得ない）	32 (16.0%)	3 (18.8%)	29 (30.5%)	0 (0.0%)
5. どちらとも言えない	3 (1.5%)	0 (0.0%)	3 (3.2%)	0 (0.0%)
6. 条件面に問題が大きい（理念は理解できる）	21 (10.5%)	1 (6.3%)	15 (15.8%)	5 (5.8%)
7. 賛意両論併記（反対寄り）	10 (5.0%)	0 (0.0%)	3 (3.2%)	7 (8.1%)
8. 本来は反対（決まった以上仕方がない）	28 (14.0%)	1 (6.3%)	25 (26.3%)	2 (2.3%)
9. 根拠に基づく明確な反対	77 (38.5%)	0 (0.0%)	3 (3.2%)	73 (83.9%)

表 9. 自由記述に基づく東北大方針への賛否「調査 2018」

カテゴリー分類	全体	東北大方針		
		1. 賛成	2. どちらとも言えない	3. 反対
1. 根拠に基づく明確な賛成	175 (77.4%)	170 (91.9%)	4 (11.4%)	1 (16.7%)
2. 具体的な根拠の記述はないが賛成	10 (4.4%)	8 (4.3%)	2 (5.7%)	0 (0.0%)
3. 理念には賛成，英語４技能を基準に加えることに反対・懸念	5 (2.2%)	2 (1.1%)	2 (5.7%)	1 (16.7%)
4. どちらかと言えば賛成	7 (3.1%)	3 (1.6%)	4 (11.4%)	0 (0.0%)
5. どちらとも言えない	12 (5.3%)	0 (0.0%)	12 (34.3%)	0 (0.0%)
6. 疑問有（誤解含）	5 (2.2%)	1 (0.6%)	3 (8.6%)	1 (16.7%)
7. どちらかと言えば反対	10 (4.4%)	1 (0.6%)	8 (22.9%)	1 (16.7%)
8. 具体的根拠の記述はないが反対	1 (0.4%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	1 (16.7%)
9. 根拠に基づく明確な反対	1 (0.4%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	1 (16.7%)

表 10. 自由記述に基づく英語民間試験への賛否「調査 2018」

カテゴリー分類	全体	東北大方針		
		1. 賛成	2. どちらとも言えない	3. 反対
0. 英語外部試験に対して記述なし，その他	3 (1.3%)	1 (0.5%)	1 (2.9%)	1 (16.7%)
1. 根拠に基づき，英語外部試験を課すことに賛成	2 (0.9%)	1 (0.5%)	0 (0.0%)	1 (16.7%)
2. 英語外部試験が前提，好ましい	4 (1.8%)	0 (0.0%)	8.6% (3)	1 (16.7%)
3. すでに受験体制を整えている，結局受験する，他に方法がない	15 (6.6%)	4 (2.2%)	11 (31.4%)	0 (0.0%)
4. 大学によって対応が違うことが問題	12 (25.3%)	1 (0.5%)	10 (28.6%)	1 (16.7%)
5. 自校は問題ないが，全体には懸念あり	2 (0.9%)	1 (0.5%)	1 (2.9%)	0 (0.0%)
6. 他の方法（個別試験，公の機関）で４技能を測定すべき	5 (2.2%)	4 (2.2%)	1 (2.9%)	0 (0.0%)
7. 東北大方針に賛成，英語外部試験を一律に課すことに反対・懸念	38 (16.8%)	37 (20.0%)	1 (2.9%)	0 (0.0%)
8. 英語外部試験に懸念・反対	130 (57.5%)	124 (67.0%)	5 (14.3%)	1 (16.7%)
9. ４技能評価そのものに反対，ないしは，現状で十分	15 (6.6%)	12 (6.5%)	2 (5.7%)	1 (16.7%)

(4) キーワード・概念（自由記述）の分析

「調査 2017」の分類結果を表 11 に示す．表 11 の左側の上部は表８で示したカテゴリー分類の全体集計の再掲で，対応分析に利用するための情報である．末尾の３変数も同様である．中間に当該キーワードが出現した自由記述の比率を示す．なお，右側のカラムは後述する対応分析の結果である．

抽出されたキーワードは 19 種類であった．上位概念は「A. 理念」「B. 公平性（試験方法）」「C. 公平性（条件）」「D. 高校教育」「E. 大学・入試」「F. 社会問題」「G. 総論」となった．出現頻度が小さいキーワードを削除した結果，「F. 社会問題」は１概念１キーワードとなった．

「G1. 総論（肯定・否定）」の出現頻度が最も高く，約 1/3 を占めた，次いで「C1. 公平性（条件［経済］）」「C2. 公平性（条件［地域］）」といった公平性に関わる記述，「E3. 大学・入試（大学の問題）」「B1. 公平性（試験方法［測定・尺度］）」も数多く見られた一方，「A1. 理念（４技能）」に言及した記述も比較的多かった．

「調査 2018」の分類結果を表 12 に示す．左側の上部は表 10 で示したカテゴリー分類の全体集計の再掲で，対応分析に利用するための情報である．その下に当該キーワードが出現した自由記述の比率を示す．右側は後述する対応分析の結果である．

抽出されたキーワードは 23 種類であった．基本的に「調査 2017」と同一のキーワード分類概念を用いるこ

ととしたため，7 種類の上位概念は全て「調査 2017」と同一である．「E2. 大学・入試（共通試験）」は表現に変更があった．また，「E. 大学・入試」には新たに「E4. 大学・入試（東北大学）」が加わった．「G. 総論」は構成が大きく変わって５種類に区分されることとなった．「G5. 総論（既決事項）」のみが「調査 2017」と同一である．なお，「調査 2018」では，質問紙調査への回答方法にウェブ回答を加えたため，紙による回答のようなレイアウト上の記述量の物理的限界がなくなったため，一部に極めて長い文章による回答が寄せられた．その結果，「調査 2017」と比べると全体として自由記述一つあたりに含まれるキーワード数も増加した．

最も多く出現したのが「G1. 総論（東北大方針肯定）」と「G4. 総論（英語民間試験否定）」で，それぞれ自由記述全体の 2/3 近くで見られた．「調査 2017」と比較して，約１年間という２つの調査の間に特定の方向性を持って意見が収束していった様子がうかがえる．次いで，「F1. 社会問題（受験産業）」が６割近くに達し，「C4. 公平性（条件［包括］）」が５割近く見られた．結果を直接比較できるかどうかは慎重に考える必要があるが，公的な機関が実施する試験ではないという事実と，公平性の問題に関わる問題が生じているという認識が浸透した様子をうかがい知ることができる．

「調査 2017」と「調査 2018」で同じ表現のキーワードの中では，「B2. 公平性（試験方法［包括］）」「D1. 高校教育（対策）」「D3. 高校教育（生徒負担）」の出現比率が高くなった．英語民間試験に関わる情報の詳細が判明するにつれ，試験方法の問題や生徒の負担の問題に意識が行き，受験対策について検討するようになってきた状況が看取される．

(5)　対応分析結果

自由記述回答の様相を表すため，「意見カテゴリー×キーワード」の分割表を対象に対応分析を試みた．キーワードには，倉元ほか (2019) と同様に設置者が「私立」か「国公立」か，全入試区分を含む東北大学の学部入試に５年間総計で「20 名以上」の合格者を輩出しているか否か，「東北地方」に立地するか否か，といった観点で「1: 該当」「0: 非該当」と数値化した３つの変数を加えた．

「調査 2017」について，第３軸までの値を表 11（右側）に示す．第１軸のイナーシャが .171，第２軸が .116，第３軸が .060 であり，あまりきれいな分布とはなっていなかった．

図３では第１軸の値を横軸，第２軸の値を縦軸にとって，各「意見カテゴリー」と「キーワード」の散布図を作成した．「G2. 総論（既決事項）」が１つだけ右下に位置したため，全体として左上に分布が固まる形となった．縦軸（第２軸）の正（上）方向が「賛成」，負（下）方向が「反対」を示している．横軸（第１軸）の意味は判然としないが，強いて言えば「B. 公平性（条件）」や「D. 高校教育」に関わるキーワードが負（左）にまとまっているようである．

「賛成－反対」の軸に照らすと「9. 明確な反対」よりも「8. 本来は反対」の方が大きな負の値を取っており，「B2. 公平性（試験方法［包括］）」と「G2. 総論（既決事項）」が比較的近くに分布している．「賛成」に属する３カテゴリーの周囲には「A. 理念」に属するキーワードと「D4. 高校教育（包括）」「E2. 大学・入試（共通英語）」が位置しており，条件や評価方法に関係するキーワードは見られない．対照的に「9. 明確な反対」の近傍には公平性に関わるキーワードが５種類，「D. 高校教育」に関わるキーワードが３種類位置するなど，主として公平性や高校教育への悪影響に関係する多種多様な懸念事項が記述されていたようだ．「4. 消極的賛成」「5. どちらとも言えない」は「E3. 大学・入試（大学の問題）」なので，決定権は大学側にあり，高校側が決めるべき事柄ではないという意見だったようである．

次に，同様の手続きで「調査 2018」についても対応分析を実施した．なお，「0. 英語民間試験に対して記述なし」については，分析から取り除いた．第３軸までの値を表 12（右側）に示す．第１軸のイナーシャが .166, 第２軸が .091, 第３軸が .072 と,「調査 2017」と同様にきれいな分布は得られず，「調査 2017」のような「賛成－反対」の軸も見出せなかった．

基本的に多くのキーワードが縦軸の中央，横軸の左側に固まっているが，近傍に意見カテゴリーが見当たらない．第１軸の中央やや右，第２軸の上側に位置したのが「9. ４技能評価に反対」「6. 他の方法で測定」「7. 東北大方針賛成」である．近傍に位置するキーワードは「A2. 理念（英語力）」「E1. 大学・入試（個別）」「E2. 大学・入試（共通試験）」「E4. 大学・入試（東北大学）」と，「A2. 理念（英語力）」以外は「E. 大学・入試」に関わる項目が集まっていた．やはり，英語力を民間試験を活用して測定するという方法論に疑問が集まっている傾向が見て取れる．

一方，それ以外の６つの意見カテゴリーが右下に集まった．「2. 民間試験が前提」「3. 既に対応」「4. 大学毎の対応に問題」の近傍には「E3. 大学・入試（大学の問題）」「G2. 総論（東北大方針否定）」「G5. 総論（既決事項）」が位置した．東北大学の基本方針は，国大協の基本方針とは必ずしも歩調を合わせていなかったため，調査時点では大学間の対応が不ぞろいである印象を与えたとしても不思議ではない．すでに英語民間試験への対応策を講じていた高校からは，その観点から不評だったと言える．

「5. 自校対応済・全体懸念」の近傍には「D1. 高校教育（対策）」が位置していた．「1. 明確な賛成」には近傍にキーワードが見当たらない．「8. 英語民間試験に反対」は中央に位置して，際立った特徴はみられない．

表 11. 英語民間試験に関する国大協方針への賛否（自由記述）の分類と対応分析結果「調査 2017」

項目	頻度（%）	ラベル	第１軸	第２軸	第３軸
1. 根拠に基づく明確な賛成	13 (6.6%)	1. 明確な賛成	0.378	0.727	-0.065
2. 改善点はあるが理念に賛成	7 (3.6%)	2. 理念には賛成	0.105	0.633	-0.499
3. 賛否両論併記（賛成寄り）	8 (4.1%)	3. 賛否両論（やや賛成）	-0.128	0.435	0.352
4. 消極的賛成（やむを得ない）	31(15.8%)	4. 消極的賛成	0.397	0.294	-0.185
5. どちらとも言えない	3 (1.5%)	5. どちらとも言えない	0.430	0.253	-0.723
6. 条件面に問題が大きい（理念は理解できる）	21(10.7%)	6. 条件面に問題	0.021	0.149	0.420
7. 賛意両論併記（反対寄り）	10 (5.1%)	7. 賛意両論（やや反対）	-0.290	0.052	0.344
8. 本来は反対（決まった以上仕方がない）	28(14.3%)	8. 本来は反対	0.659	-0.523	0.050
9. 根拠に基づく明確な反対	75(38.3%)	9. 明確な反対	-0.416	-0.164	-0.134
合計	196 (100.0%)				
A1. 理念（4 技能）	47 (24.0%)	A1. 理念（4 技能）	0.277	0.720	0.144
A2. 理念（英語力）	8 (4.1%)	A2. 理念（英語力）	-0.252	0.674	1.039
A3. 理念（包括）	13 (6.6%)	A3. 理念（包括）	0.197	0.628	0.538
B1. 公平性（試験方法［測定・尺度］）	39 (19.9%)	B1. 公平性（試験方法［測定・尺度］）	-0.496	-0.091	-0.200
B2. 公平性（試験方法［包括］）	20 (10.2%)	B2. 公平性（試験方法［包括］）	0.436	-0.719	0.218
C1. 公平性（条件［経済］）	62 (31.6%)	C3. 公平性（条件［経済］）	-0.528	-0.136	0.144
C2. 公平性（条件［地域］）	46 (23.5%)	C1. 公平性（条件［地域］）	-0.554	0.033	0.286
C3. 公平性（条件［時期］）	23 (11.7%)	C2. 公平性（条件［時期］）	-0.199	-0.219	0.026
C4. 公平性（条件［包括］）	14 (7.1%)	C3. 公平性（条件［包括］）	-0.414	-0.173	-0.219
D1. 高校教育（対策）	15 (7.7%)	D1. 高校教育（対策）	-0.181	-0.575	0.196
D2. 高校教育（行事日程）	18 (9.2%)	D2. 高校教育（行事日程）	-0.769	-0.418	-0.162
D3. 高校教育（生徒負担）	24 (12.2%)	D3. 高校教育（生徒負担）	-0.428	-0.218	-0.199
D4. 高校教育（包括）	19 (9.7%)	D4. 高校教育（包括）	-0.221	0.336	-0.746
E1. 大学・入試（個別試験）	10 (5.1%)	E1. 大学・入試（個別）	-0.126	-0.559	0.073
E2. 大学・入試（共通試験の英語）	7 (3.6%)	E2. 大学・入試（共通英語）	-0.113	0.369	-0.496
E3. 大学・入試（大学の問題）	51 (26.0%)	E3. 大学・入試（大学の問題）	0.472	0.207	-0.225
F1. 社会問題（受験産業）	31 (15.8%)	F1. 社会問題（受験産業）	0.180	0.060	0.324
G1. 総論（肯定・否定）	63 (32.1%)	G1. 総論（肯定・否定）	0.312	0.035	-0.078
G2. 総論（既決事項）	18 (9.2%)	G2. 総論（既決事項）	1.403	-1.027	0.129
私立	30 (22.7%)	私立	0.091	0.110	-0.102
全合格者数総計 20 名以上	75 (56.8%)	合格 20 名以上	0.123	-0.073	0.014
東北地方	49 (37.1%)	東北地方	0.121	0.135	-0.141
		イナーシャ	.171	.116	.060

表 12. 英語民間試験に関する東北大方針への賛否（自由記述）の分類と対応分析結果「調査 2018」

項目	頻度 (%)	ラベル	第１軸	第２軸	第３軸
0. 英語民間試験に対して記述なし	3 (1.3%)	－	－	－	－
1. 根拠に基づき，英語民間試験に賛成	2 (0.9%)	1. 明確な賛成	0.369	-0.485	1.543
2. 英語民間試験が前提，好ましい	4 (1.8%)	2. 民間試験が前提	1.180	-0.423	-0.040
3. 受験体制を整えている，結局受験する	15 (6.6%)	3. 既に対応	0.900	-0.195	-0.018
4. 大学によって対応が違うことが問題	12 (5.3%)	4. 大学毎の対応に問題	0.975	-0.360	0.014
5. 自校は問題ないが，全体には懸念あり	2 (0.9%)	5. 自校対応済・全体懸念	0.660	-0.360	-0.127
6. 他の方法で４技能を測定すべき	5 (2.2%)	6. 他の方法で測定	0.101	0.460	1.024
7. 東北大方針に賛成	38 (16.8%)	7. 東北大方針賛成	0.172	0.395	-0.418
8. 英語民間試験に懸念・反対	130 (57.5%)	8. 英語民間試験に反対	0.252	-0.109	-0.004
9. ４技能評価に反対ないしは現状で十分	15 (6.6%)	9. ４技能評価に反対	0.184	0.849	0.209
合計	226 (100.0%)				
A1. 理念（4 技能）	58 (25.7%)	A1. 理念（4 技能）	0.179	0.086	0.042
A2. 理念（英語力）	43 (19.0%)	A2. 理念（英語力）	0.182	0.951	-0.122
A3. 理念（包括）	20 (8.8%)	A3. 理念（包括）	0.029	0.089	0.379
B1. 公平性（試験方法［測定・尺度］）	45 (19.9%)	B1. 公平性(試験方法[測定･尺度])	-0.243	-0.161	0.245
B2. 公平性（試験方法［包括］）	57 (25.2%)	B2. 公平性（試験方法［包括］）	-0.482	-0.231	0.128
C1. 公平性（条件［経済］）	34 (15.0%)	C3. 公平性（条件［経済］）	-0.439	-0.016	-0.061
C2. 公平性（条件［地域］）	33 (14.6%)	C1. 公平性（条件［地域］）	-0.211	-0.187	0.188
C3. 公平性（条件［時期］）	21 (9.3%)	C2. 公平性（条件［時期］）	-0.159	-0.060	-0.059
C4. 公平性（条件［包括］）	102 (45.1%)	C3. 公平性（条件［包括］）	-0.441	-0.181	0.032
D1. 高校教育（対策）	64 (28.3%)	D1. 高校教育（対策）	0.494	-0.250	0.233
D2. 高校教育（行事日程）	17 (7.5%)	D2. 高校教育（行事日程）	-0.319	-0.214	-0.193
D3. 高校教育（生徒負担）	55 (24.3%)	D3. 高校教育（生徒負担）	-0.102	-0.107	-0.167
D4. 高校教育（包括）	45 (19.9%)	D4. 高校教育（包括）	-0.021	0.140	0.028
E1. 大学・入試（個別試験）	29 (12.8%)	E1. 大学・入試（個別試験）	0.137	1.143	0.756
E2. 大学・入試（共通試験）	13 (5.8%)	E2. 大学・入試（共通試験）	-0.174	0.692	0.870
E3. 大学・入試（大学の問題）	50 (22.1%)	E3. 大学・入試（大学の問題）	0.759	-0.086	0.152
E4. 大学・入試（東北大学）	43 (19.0%)	E4. 大学・入試（東北大学）	0.295	0.480	-0.439
F1. 社会問題（受験産業）	133 (58.8%)	F1. 社会問題（受験産業）	-0.120	-0.159	0.083
G1. 総論（東北大方針肯定）	149 (65.9%)	G1. 総論（東北大方針肯定）	-0.064	0.154	-0.321
G2. 総論（東北大方針否定）	29 (12.8%)	G2. 総論（東北大方針否定）	1.629	-0.521	0.162
G3. 総論（英語民間試験肯定）	3 (1.3%)	G3. 総論（英語民間試験肯定）	0.178	-0.148	3.177
G4. 総論（英語民間試験否定）	146 (64.6%)	G4. 総論（英語民間試験否定）	-0.411	-0.130	0.056
G5. 総論（既決事項）	32 (14.2%)	G5. 総論（既決事項）	1.103	-0.376	-0.181
私立	66 (29.2%)	私立	0.308	-0.008	-0.093
全合格者数総計 20 名以上	124 (54.9%)	合格 20 名以上	0.013	-0.034	-0.170
東北地方	66 (30.1%)	東北地方	0.089	0.124	-0.171
		イナーシャ	.166	.091	.072

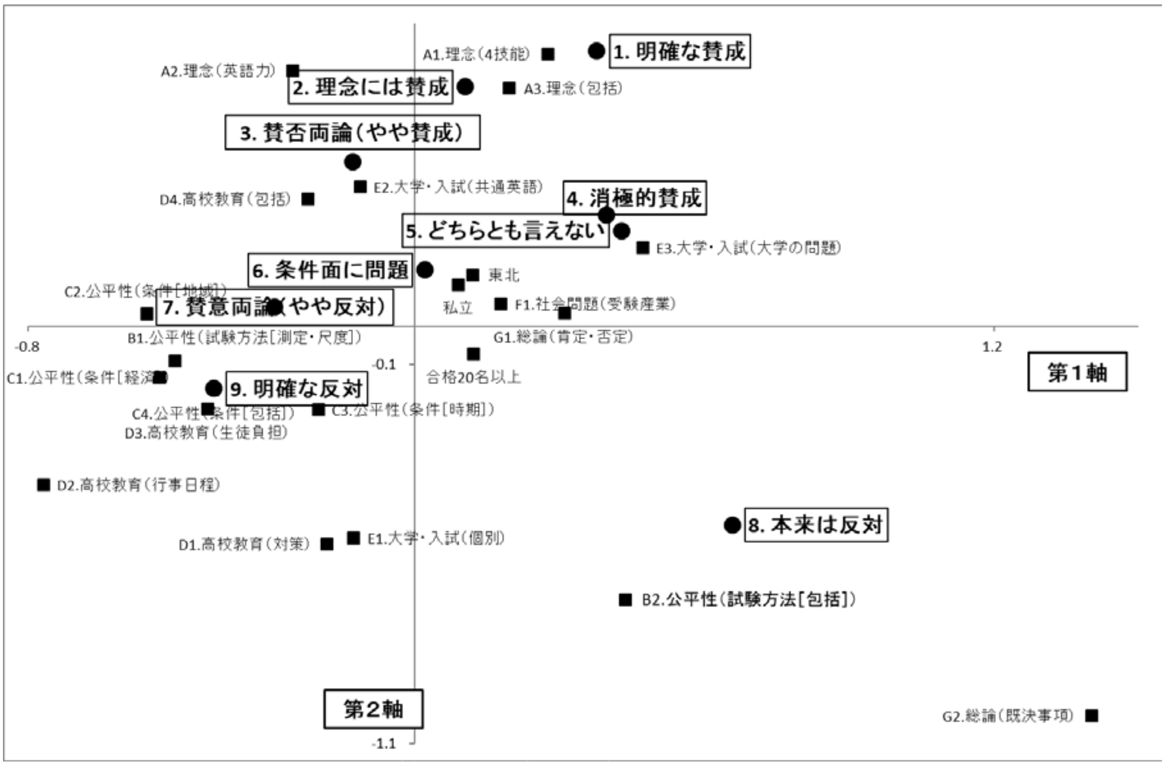

図３．英語民間試験に対する国大協方針に関わる自由記述の分布「調査 2017」（対応分析）

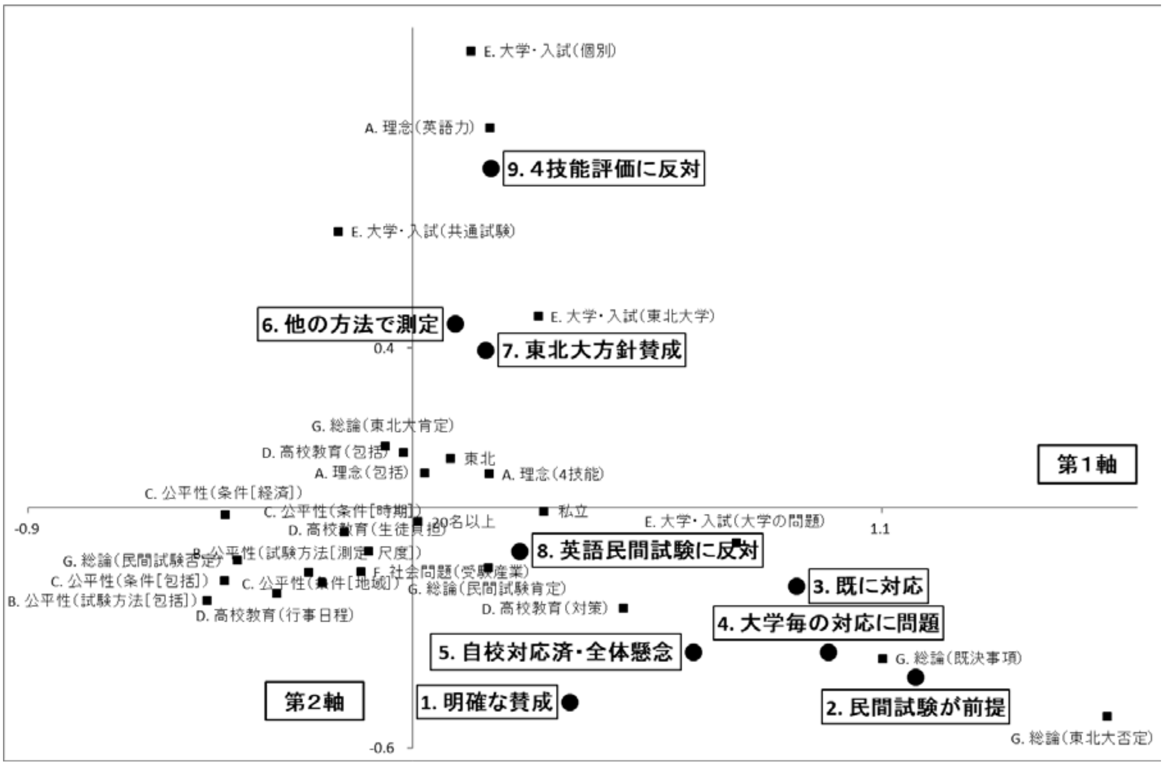

図４．英語民間試験に対する東北大方針に関わる自由記述の分布
（英語民間試験に関わる意見カテゴリー）「調査 2018」（対応分析）

4．考察

すでに英語民間試験の導入が延期された段階で２回の調査を振り返ると，当初の予定通りに導入できなかった決定的要因が見えてくる．それは，実施時期に近づいて新制度に対する理解が深まるどころか，わずかに存在していた導入賛成派までが懸念を感じるようになったことである．このことからも，現場感覚からは大きな無理を感じる政策が進められてしまったことが分かる．逆に，東北大学の基本方針全体として高等学校側から強く支持された．英語民間試験の活用に関しては，東北大学の基本方針でも言及されていたように，高等学校側の受入れ状況が整っていないかったことが明白に示された．

大学入学共通テストに対する記述式問題の導入についても，導入先送りが決定された．これも，２回の調査から高校側の理解が進んでいないことが分かっていた改革である．今後，喫緊の課題としては個別選抜における「学力の３要素の評価」に関する具体策が焦点となる可能性が高い．いずれにせよ，受験生保護の大原則を基盤に据えて，受験生側がどのように改革を受け入れるのか，慎重に見極めてから時期的に余裕をもって具体策を打ち出す必要があるだろう．

受験生保護の大原則の目安とされる入学時期の２年前をはるかに過ぎた時期の方針転換には様々な意見があると思われる．新制度に向けて準備を進めてきた受験生や高校関係者にとっては，急な方針転換は受け入れがたいものであろう．しかし，それでも導入延期が決定されたということは，圧倒的多数の当事者の意見を顧みないままに改革が進められてしまっていた証左である．もちろん，今後，その経緯に関しては学術研究のメスが入っていくことが期待されるが，そういった状況に至ったことには，大学側にも応分の責任があるのではないだろうか．

一部には「東北大学の基本方針は国大協の基本方針やガイドラインに沿うものではない」という批判が見られた．しかし，２度の調査を合わせて見ると，高等学校側の大多数の意見としては，国大協の基本方針が受験生保護の大原則を踏まえて決定されていないことが問題視されていたように思われる．現に，構成員である国立大学からも，国大協の意思決定プロセスに疑義が表明されている（東京大学高大接続研究開発センター，2018）．

個別大学には入学者の選抜に関する決定権がある．大学の自治を形成する重要な要素なので，おろそかにすることはできない．それは同時に，個別大学には受験者に対する責任があることも意味する．何らかの問題が生じたとき，今回のようにそれが国大協などの決定を順守した帰結であるとしても，全ての責任を国大協に帰することは難しい．国大協はあくまでも国立大学で構成される任意団体であり，法的な拘束力を持つものではない．

個別大学の立場から大学入試に求められる条件について記述した大学入試の諸原則によれば,「アドミッション・ポリシーに沿った学生を定員通りに確保することこそが入試を実施する唯一の目標（倉元, 2018a, b)」である. 大学入試の目標を達成するには, 受験生保護の大原則は欠かすことができない基盤である．自ら主体性を持って大学入学者選抜制度を決定することが，個別大学の責任と言えるのではないだろうか．そして，最大のステークホルダーである受験生に受け入れられるアドミッション・ポリシーを掲げていくためには，様々な高大連携活動を通じた日常からの関係づくりと，個別大学のための大学入試研究を基礎にした情報収集，証拠に基づく意思決定が何よりも大切と言えるのではないだろうか．

謝辞

調査に協力し，質問紙の作成，実施，回答方法，集計に多大な貢献を行った東北大学入試センターの同僚，貴重な時間を割いて回答を寄せてくださった高等学校関係者に心から感謝いたします．

本研究は JSPS 科研費 JP19H05491 の助成を受けたものである．

付記

本研究におけるデータ分析に当たり，京都大学学術情報メディアセンターのスーパーコンピュータの統計ソフトウェアSASを利用した．

注釈

1) 一般的に，同一の内容について「英語資格・検定試験」「英語外部試験」「英語認定試験」などが混用されている．これらの用語は基本的に同一の内容を指すと思われる．本稿では引用部分

を除き，「英語民間試験」と表記する．なお，「英語認定試験」については，英語民間試験のうち「大学入試センターが『大学入試英語提供システム』によって成績提供を行うことを認定したもの」を指すと考えるのが一般的と思われるので，文脈によっては「英語認定試験」を用いる場合もある．

2) 英語民間試験については，阿部（2017）など，比較的早期から警鐘を鳴らす専門家が存在していた．東京大学が行ったシンポジウム（東京大学高大接続研究開発センター，2018）が，問題が広く一般に知られるきっかけになったと思われる．導入の経緯に関する疑念は南風原（2018）が指摘している．2019（令和元）年に入ってからは，学識者による中止の署名運動と国会議員への請願書の提出（6 月 18 日），全国高等学校長協会による延期の要望書の文部科学省への提出（9 月 10 日）など，具体的な意思表明が活発化していった．記述式については，導入根拠とされたデータの解釈には当初から疑問が提起されていた（庄司・宮本・田中・石上・倉元，2016; 宮本・倉元，2017）．英語民間試験をきっかけに大学入試改革への批判が噴出する中，採点結果の不正確さ，自己採点との不一致，試験問題の質等について問題点を指摘する報道が盛んとなり，11 月中旬には国会でも議論された．

3) 当該項目は 2005（平成 17）年 5 月 26 日付通知の第 6 項として初めて登場した．なお書き部分が付け加わったのは，平成 21 年度大学入学者選抜実施要項からである（文部科学省高等教育局，2005，2008）．

4) 2009（平成 21）年度告示，2013（平成 25）年度全面実施の高等学校学習指導要領では，数学と理科が 2012（平成 24）年度から先行実施されたため，当該指導要領の下で学んだ生徒が初めて大学入試に臨んだのは，2015（平成 27）年度入試ということになる．

5) 国立大学協会（2002）がセンター試験において「地理歴史」から 2 科目選択を可能にすることを要望した時期から学習指導要領が変わり，高等学校における「地理歴史」「公民」の科目編成に関する考え方が変わったことが平成 24 年度問題の背景にある．詳細は倉元（2012）を参照のこと．

6) 例えば，文部科学省（2016）によれば，大学入学共通テストに対する「記述式導入の意義」として「国立大学の二次試験においても，国語，小論文，総合問題のいずれも課さない募集人員は，全体の約 6 割にのぼる．共通テストに記述式問題を導入し，より多くの受験者に課すことにより，入学者選抜において，考えを形成し表現する能力などをより的確に評価することができる．このことで，高等学校における能動的な学習を促進する（傍点筆者）．」ことが挙げられている．一方，宮本・倉元（2017）は，2017（平成 29）年度入試における国立大学の一般入試の個別試験について小問単位まで遡って分析した結果，各科目ともほとんどの試験問題が記述式で出題されていることを示した．すなわち，「『国語，小論文，総合問題』が課された募集人員」の割合が正しいとしても記述式導入の根拠とするにはふさわしくない．

7) 本調査の実施までの倫理審査関連手続きは倉元他（2019）に準ずる．東北大学における全学学部入試関係の会議（非公表）の審議の資料を収集するための調査と位置付けられている．実施主体の上位組織における研究倫理規定である「東北大学高度教養教育・学生支援機構における人間を対象とする研究の倫理審査に関する申し合わせ（東北大学高度教養教育・学生支援機構，2014）」における研究倫理審査委員会の審査対象外である．

文献

阿部公彦（2017）．『史上最悪の英語政策　ウソだらけの「4 技能」看板』ひつじ書房．

中央教育審議会（2014）．『新しい時代にふさわしい高大接続の実現に向けた高等学校教育，大学教育，大学入学者選抜の一体的改革について――すべての若者が夢や目標を芽吹かせ，未来に花開かせるために――（答申）』2014 年 12 月 22 日〈http://www.mext.go.jp/b_menu/shingi/chukyo/chukyo0/toushin/__icsFiles/afieldfile/2015/01/14/1354191.pdf〉（最終閲覧日 2019 年 11 月 20 日）．

南風原朝和（2018）．『検証 迷走する英語入試　スピーキング導入と民間委託』岩波書店．

平成 24 年度大学入試センター試験に関する検証委

員会 (2012).『平成 24 年度大学入試センター試験に関する検証委員会報告書』.
自由民主党 (2013)『教育再生実行本部　成長戦略に資するグローバル人材育成部会提言』平成 25 年 4 月 8 日〈https://www.jimin.jp/policy/policy_topics/pdf/pdf112_1.pdf〉(最終閲覧日 2019 年 10 月 19 日).
国立大学協会 (2002).「大学入試センター試験『地理歴史』教科の 2 科目選択について (要望)」平成 14 年 4 月 11 日, 国大協総第 40 号.
国立大学協会 (2017a).『平成 32 年度以降の国立大学の入学者選抜制度──国立大学協会の基本方針──』, 2017 年 11 月 10 日〈http://www.janu.jp/news/files/20171110-wnew-nyushi1.pdf〉(最終閲覧日 2019 年 4 月 8 日).
国立大学協会 (2017b).『「高大接続改革の進捗状況について」に対する意見』, 2017 年 6 月 14 日〈https://www.janu.jp/news/files/20170614-wnew-teigen.pdf〉(最終閲覧日 2020 年 3 月 14 日).
倉元直樹 (2012).「大学入試制度の変更に伴うスケジュール問題の構造」東北大学高等教育開発推進センター編『高等学校学習指導要領 VS 大学入試』, 東北大学出版会, 53-89.
倉元直樹 (2017a).「大学入試制度改革の論理に関する一考察──大学入試センター試験はなぜ廃止の危機に至ったのか──」『大学入試研究ジャーナル』**27**, 29-35.
倉元直樹 (2017b).「大学入試制度改革の論理──大学入試センター試験はなぜ廃止の危機に至ったのか──」東北大学高度教養教育・学生支援機構編『大学入試における共通試験』, 東北大学出版会, 47-82.
倉元直樹 (2018a).「大学入試の諸原則から見た東北大学の入試改革」『大学入試研究ジャーナル』**28**, 119-125
倉元直樹 (2018b).「個別大学の入試設計から見た高大接続改革の展望」東北大学高度教養教育・学生支援機構編『個別大学の入試改革』, 東北大学出版会, 43-86.
倉元直樹 (2019).「おわりに　ボールは大学に」東北大学高度教養教育・学生支援機構編『大学入試における「主体性」の評価──その理念と現実──』, 東北大学出版会, 203-207.
倉元直樹・長濱裕幸 (2018).「高大接続改革への対応に関する高校側の意見──自己採点利用方式による第 1 次選考, 認定試験及び新共通テスト記述式問題の活用──」『全国大学入学者選抜研究連絡協議会第 13 回大会研究発表予稿集』78-83.
倉元直樹・宮本友弘・長濱裕幸 (2019).「高大接続改革への対応に関する高校側の意見」『日本テスト学会誌』**15**, 99-119.
教育再生実行会議 (2013).『高等学校教育と大学教育の接続・大学入学者選抜の在り方について (第四次提言)』2013 年 10 月 31 日〈http://www. kantei.go.jp/jp/singi/kyouikusaisei/pdf/dai4_1.pdf〉(最終閲覧日 2019 年 11 月 20 日).
宮本友弘・倉元直樹 (2017).「国立大学における個別学力試験の解答形式の分類」『日本テスト学会誌』**13**, 69-84.
文部科学大臣 (2019).『受験生をはじめとした高校生, 保護者の皆様へ』令和元年 11 月 1 日
文部科学省 (2016).『高大接続改革の進捗状況について』平成 28 年 8 月 31 日〈http://warp.ndl.go.jp/info:ndljp/pid/11293659/www.mext.go.jp/b_menu/houdou/28/08/1376777.htm〉(最終閲覧日 2020 年 3 月 15 日).
文部科学省 (2017).『高大接続改革の進捗状況について』平成 29 年 5 月 16 日〈http://warp.ndl.go.jp/info:ndljp/pid/11293659/www.mext.go.jp/b_menu/houdou/29/05/1385793.htm〉(最終閲覧日 2020 年 3 月 15 日).
文部科学省高等教育局 (2005).『平成 18 年度大学入学者選抜実施要項』平成 17 年 5 月 26 日 17 文科高第 153 号文部科学省高等教育局長通知.
文部科学省高等教育局 (2008).『平成 21 年度大学入学者選抜実施要項』平成 20 年 5 月 29 日 20 文科高第 140 号文部科学省高等教育局長通知.
文部科学省高等教育局 (2017).『「大学入学共通テスト実施方針」について』平成 29 年 7 月 13 日 29 文科高第 350 号文部科学省高等教育局長通知.
文部科学省高等教育局 (2018).『平成 31 年度大学入学者選抜実施要項』平成 30 年 6 月 4 日 30 文科高第 186 号文部科学省高等教育局長通知.
佐々木亨 (1984).『大学入試制度』, 大月書店.
庄司強・宮本友弘・田中光晴・石上正敏・倉元直樹 (2016). 国立大学の入試問題における解答形式の研究 (2)──平成 27 (2015) 年度一般入試における国語・数学・英語の解答形式──, 日本テスト

学会第14回大会発表論文集，42-43.
東北大学 (2018a).『平成33年度東北大学入学者選抜における「ＡＯ入試３期」の継続について (予告)』2018年7月26日〈http://www.tnc.tohoku.ac.jp/images/news/H33AO3keizoku.pdf〉(最終閲覧日2019年４月９日).
東北大学 (2018b).『平成33年度入試における本学の基本方針について (予告)』，2018年12月5日〈http://www.tnc.tohoku.ac.jp/images/news/H33housin.pdf (最終閲覧日2019年４月９日).
東北大学高度教養教育･学生支援機構 (2014).『東北大学高度教養教育･学生支援機構における人間を対象とする研究の倫理審査に関する申し合わせ』2014年9月2日(http://www.ihe.tohoku.ac.jp/cahe/wp-content/uploads/2011/04/91ba049642718499c6a1a395d0a50ce7.pdf, 最終閲覧日2019年2月28日).
東京大学高大接続研究開発センター (2018).『大学入学者選抜における英語試験のあり方をめぐって』東京大学高大接続研究開発センター主催シンポジウム報告書〈https://www.ct.u-tokyo.ac.jp/images/400081175.pdf〉(最終閲覧日2019年４月11日).
山極壽一 (2017).『平成32年度以降の国立大学の入学者選抜制度――国立大学協会の基本方針――の策定に当たって (会長談話)』，2017年11月10日〈https://www.janu.jp/news/files/20171110-wnew-nyushi2.pdf〉(最終閲覧日 2019年４月８日).
渡邊重夫 (2012).「センター試験理科の科目設定を巡る高校の準備状況について」東北大学高度教養教育･学生支援機構編『高等学校学習指導要領 VS 大学入試』，東北大学出版会，91-102.

(2019年12月17日受付，2020年４月13日採択)

【付録】

2022年度の東北大学の入試について

1. 学校名を御記入ください。　＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

2. 2021年度の東北大学の入試について

東北大学では 2021 年度入試から大学入学共通テスト等が開始される新しい状況に伴い，平成 30 (2018)年 7 月 26 日付で「『ＡＯ入試Ⅲ期』の継続について」，12 月 4 日に「平成 33 年度入試における本学の基本方針について」と題した予告を公表いたしました。

2.1. 貴校では，現在および 2021 年度以降の東北大学の入試（ＡＯ入試，一般入試）にどの程度関心がありますか。該当箇所に一つだけ○を付けてください。

１．強い関心がある　２．ある程度関心がある　３．あまり関心はない　４．全く関心はない

2.2. 7 月 26 日付「『ＡＯ入試Ⅲ期』の継続について」という予告文が東北大学入試センターウェブサイトに掲載されています。貴校ではその内容についてすでに把握されていましたか？該当箇所に一つだけ○を付けてください。

１．既に予告を入手していた　２．予告の現物は持っていないが，内容は把握していた

３．内容は知らなかったが予告の存在は知っていた　４．今回の調査で初めて予告の存在を知った

2.3. 12 月 4 日付「平成 33 年度入試における本学の基本方針について」という予告文が東北大学入試センターウェブサイトに掲載されています。貴校ではその内容についてすでに把握されていましたか？該当箇所に一つだけ○を付けてください。

１．既に予告を入手していた　２．予告の現物は持っていないが，内容は把握していた

３．内容は知らなかったが予告の存在は知っていた　４．今回の調査で初めて予告の存在を知った

3. 2022年度以降の東北大学の入試について

12 月 4 日付で公表されている「平成 33 年度入試における本学の基本方針について」と題した予告に関連して,2022年度以降の方針を定める際の参考とするため,以下の各項目についてお答えください。

3.1. 英語認定試験（一般選抜）について

2021 年度入試において，予告文にあるように，東北大学では「CEFR における A2 レベル以上の能力を備えていることが望ましい」ことを出願基準とします。ただし，英語認定試験の受検を求めるものではありません。この方針について，貴校では，どのようにお考えでしょうか。該当箇所に一つだけ○を付けてください。また，そのように考える理由について記述してください。

１．賛成　２．どちらとも言えない　３．反対

※字数に制限はありません。適宜改行して記述してください。

3.2.　記述式問題の活用（一般選抜及びＡＯ入試Ⅲ期）について

2021 年度入試において，東北大学では大学入学共通テストの記述式問題に関連して「『国語』の記述式問題については，合否ラインに志願者が同点で並んだ場合」に活用することを定めました。この方針について，貴校では，どのようにお考えでしょうか。該当箇所に一つだけ〇を付けてください。また，そのように考える理由について記述してください。

１．賛成　　　２．どちらとも言えない　　　３．反対

※字数に制限はありません。適宜改行して記述してください。

3.3.　調査書等の扱い（一般選抜）について

2021 年度入試において，東北大学では「『主体性を持って多様な人々と協働して学ぶ態度』の評価（主体性評価）については，チェックリストによる自己申告方式をとる」「合否ラインに志願者が同点で並んだ場合，チェックリストによる主体性評価が高い志願者を優先的に合格とする」「チェックの根拠は調査書により確認し，その他の資料は求めない」ことを定めました。これらの方針について，貴校では，どのようにお考えでしょうか。該当箇所に一つだけ〇を付けてください。また，そのように考える理由について記述してください。

１．賛成　　　２．どちらとも言えない　　　３．反対

※字数に制限はありません。適宜改行して記述してください。

4.　東北大学の入試に関するご意見

現在まで実施されてきた，ないしは，2020 年度までに実施される東北大学の入試に関して，何らかのご意見がございましたら記述してください。

※字数に制限はありません。適宜改行して記述してください。

質問は以上です。ご協力ありがとうございました。